

## 欠 格 条 項 調 書

区 分	該当する	該当しない
(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		
(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者		
(注) 該当する・該当しない欄は、該当するものに○印を記入すること。		
上記に記載したことは、事実であることを誓います。		
年 月 日		
住所		
氏名	印	